○経済産業省告示第二百八号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）を実施するため、入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成二十九年経済産業省告示第六十三号）の一部を次のように改正したので、同法第五条第七項の規定により準用する同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第５　入札の実施等 １　［略］ ２　保証金 恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第１次保証金」という。）を求めることとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金（以下「第２次保証金」という。）を求めることとする。 なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札する者は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても発電設備ごとに提供することとする。 （１）・（２）　［略］ （３）　保証金の没収に関する事項 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第６条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。	第５　入札の実施等 １　［略］ ２　保証金 恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第１次保証金」という。）を求めることとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金（以下「第２次保証金」という。）を求めることとする。 なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札する者は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても発電設備ごとに提供することとする。 （１）・（２）　［略］ （３）　保証金の没収に関する事項 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第６条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
１～４	［略］	［略］	［略］
５	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20％以上減少させたこと。	全額
６	［略］	［略］	［略］
７	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の太陽電池の合計出力を３kW以上増加させたこと。	全額
８～10	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

	保証金の種類	没収事由	没収額
１～４	［略］	［略］	［略］
５	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。	全額
６	［略］	［略］	［略］
［新設］			
７～９	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

（４）　［略］
３・４　［略］

（４）　［略］
３・４　［略］